

令和元 年 7 月 18 日	資料 1
第 1 回東京都保険者協議会 第 1 回特定健診・特定保健指導特別部会	

令和元年度
第 1 回 東京都保険者協議会
議 案

東京都保険者協議会

第1号議案

平成30年度 東京都保険者協議会事業報告について

(提案の趣旨)

平成30年度東京都保険者協議会の事業について報告をいたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和元年7月18日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

1 平成 30 年度 各種会議開催状況について

①東京都保険者協議会について

○「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出に向けた研修会開催

開 催 日	平成 30 年 6 月 12 日（火）
対 象 者	東京都保険者協議会委員 特定健診・特定保健指導特別部会委員 24 名
参 加 人 数	15 名
場 所	AP 新橋虎ノ門 3 階
テ ー マ	「データヘルス時代の国民一人ひとりの健康づくり」
講 師	一般財団法人 日本公衆衛生協会 会長 多田羅 浩三 氏 （「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」座長）

《研修会の目的》

医療保険者として厚生労働省へより適切な意見提出のため、特定健康診査・特定保健指導の制度や国における検討状況を学ぶことを目的とした研修会を実施した。

● 会議の開催について

○第 1 回（平成 30 年 7 月 20 日（金））

※東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会との合同開催

- ・ 東京都保険者協議会会長、副会長及び監事の選出について

【報告事項】

- (1) 平成 29 年度 東京都保険者協議会監査報告について
- (2) 平成 30 年度 各種会議開催状況について
- (3) 平成 30 年度 特定健診等集合契約締結状況について
- (4) 日本健康会議の 2018 年全数調査における保険者協議会の達成要件（宣言 3 関係）について

【議決事項】

- 第 1 号議案 平成 29 年度 東京都保険者協議会事業報告について
- 第 2 号議案 平成 29 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について
- 第 3 号議案 平成 30 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について
- 第 4 号議案 平成 30 年度「東京都国民健康保険運営協議会」委員の推薦について

【協議事項】

- ・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」について
- ・東京都保険者協議会における共同の取組について

《主な協議内容》

- ・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」については、各委員の意見集約を行い、協議した結果を取りまとめた。
- ・保険者協議会において共同の取り組みを実施することで、今後より一層保険者間の連携強化と個別の保険者が実施する保健事業を保険者協議会として支援することができるのではないかと考えから、具体的な取り組みを検討していくこととした。

○「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の意見提出について

平成 30 年 7 月 20 日開催の平成 30 年度 第 1 回 東京都保険者協議会において、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について協議し、とりまとめた要望書を以下のとおり提出した。

【提出日】

平成 30 年 8 月 8 日（水）10：00～10：30

【提出先】

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 室長/保険データ企画室 データヘルス推進官 廣瀬 佳恵 氏

医療費適正化対策推進室 保健事業推進専門官 片山 聡子 氏

【提出者】

東京都保険者協議会委員

加島 保路 会長 （東京都国民健康保険団体連合会 専務理事）

元田 勝人 副会長（全国健康保険協会 東京支部 支部長）

鳥海 孝治 副会長（健康保険組合連合会東京連合会 専務理事）

金澤 善一 委員 （東京薬業健康保険組合 専務理事）

東京都保険者協議会事務局 6 名



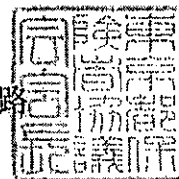
東保協発第 24 号
平成 30 年 8 月 8 日

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 様

東京都保険者協議会

会 長 加 島 保 路



特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について

平素、本協議会の事業運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会では、平成 20 年 4 月から保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施するため、保険者や関係団体との調整を図るとともに、実施にあたっての課題について、制度開始当初より厚生労働大臣に対し要望を行ってまいりました。

保険者においては、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に鋭意取り組んでおりますが、有効な対策を講じること到大変苦慮しております。

つきましては、特定健康診査・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成するための課題を取りまとめた別紙要望事項について、積極的に検討し実現していただきますようお願いいたします。

【東京都保険者協議会事務局】

東京都国民健康保険団体連合会

企画事業部 保健事業課 保健事業推進係

担 当： 北野・岩本・鈴木・田中

TEL： 03-6238-0151

FAX： 03-6238-0033

E-mail： hjsuishin@tokyo-kokuhoren.or.jp

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望について

要望趣旨

特定健康診査・特定保健指導については、平成30年度から第3期特定健康診査等実施計画期間が始まり、今期の計画においては、本協議会が長年要望していた血清クレアチニンの検査項目等が追加された。

しかしながら、保険者においては、特定健康診査等の実施率を更に向上させるための有効な対策を講じること到大変苦慮しているところである。

については、特定健康診査等を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成するための課題について、次のとおり要望事項を取りまとめたので、積極的に検討し実現していただきたい。

1 特定保健指導の体制整備について

(1) 特定保健指導実施機関の拡充について

第3期特定健康診査等実施計画においては、特定保健指導の実施率の向上や受診者の利便性の向上を図ることを目的に、特定保健指導の初回面接の分割実施が可能となったが、まず前提として特定保健指導を実施する医療機関が少ない状況である。

そのため、国においても実施機関の拡充に向けての施策を講じること。

(2) 人材育成について

第3期特定健康診査等実施計画においては、特定保健指導における初回面接と実績評価の同一機関要件が廃止されたが、この方法を選択する場合には、特定保健指導対象者の特定保健指導の総括・管理を行う「特定保健指導調整責任者」を保険者が置くこととされた。

特定保健指導調整責任者は、原則、特定保健指導の専門職（特定保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として定められている医師、保健師又は管理栄養士）であることが望ましいが、保険者の実情に応じて必ずしも特定保健指導の専門職である必要はないとされている。

専門職でない者が当該責任者を務める場合には、十分な知識を持って実務を行えるよう、国において人材育成等の支援を行うこと。

(3) 効果検証について

第3期特定健康診査等実施計画においては、積極的支援対象者に対する柔軟な運用として特定保健指導のモデル実施が認められることとなったが、当該弾力化策の効果について検証すること。

2 特定保健指導の判断基準について

今後の特定保健指導においては、特定健康診査の対象者を集団として捉え、当該集団の疾病予防に繋がる基本的因子の分析結果に基づいた指導を行うことが重要である。

については、現在の特定保健指導の判断基準に加え、対象者の業種・業態・年齢等の状況を考慮する等、新たな指標について研究すること。

3 医療機関による特定健康診査未受診者への受診勧奨について

特定健康診査の実施率の向上のためには医療機関の協力が必要不可欠であることから、医療機関受診時に特定健康診査が未受診であることが判明した場合には受診を促すよう、国として関係団体に対し通知を発出すること。

4 財政措置等について

特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用については、国、都道府県及び区市町村が1/3ずつ負担することとされているが、実態は低額な補助単価により、本来国と都が負担すべき金額が交付されず、国及び都道府県の負担は不十分なものとなっている。

今後更に高齢化が進展し、医療費の増大が見込まれるなか、保健事業への取組の強化が求められており、データヘルス計画の根幹をなす特定健康診査・特定保健指導の果たす役割の重要性が増していることから、特定健康診査・特定保健指導事業を円滑かつ安定的に実施することが必要不可欠である。

については、次の項目について検討すること。

- ・補助基準単価及び補助基準内容を保険者の実態に合わせて見直すなど、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のための措置
- ・受診勧奨や普及啓発費用、特定健康診査のシステム関係費用等の事務経費等に対する財政支援

5 広報について

特定健康診査・特定保健指導について、高齢者の医療の確保に関する法律に保険者が実施することについては義務付けされているが、被保険者等が受診することについても努力義務として明記すること。

また、国においてもマスメディア等を使って特定健康診査等の受診促進のための積極的な普及啓発に努めること。

6 特定健康診査データの保険者間での移動について

平成 30 年 3 月の「第 31 回保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、特定健康診査データの保険者間の引継ぎ及びマイナポータルを活用した特定健康診査データ閲覧の仕組みについて検討されているが、当該仕組みについて、財政負担や法整備等に係る保険者の意向を踏まえ、着実に取組むこと。

【当日の委員補足意見】

1 特定保健指導の体制整備について (1) 特定保健指導実施機関の拡充について

- 特定保健指導の対応が出来る実施機関が少ないため、拡充に向けてぜひ力を入れてほしい。
実施機関が増えることにより、特定保健指導実施率の向上にも繋がると思われる。

(2) 人材育成について

- 「特定保健指導調整責任者」を保険者が置くことについて、具体的にどのように事務を進めるかについて定義がされていない。（任命をする必要があるのか、もしくは特定の人物が業務にあたるだけでよいのか等）

《厚生労働省 回答》

手引きに記載のとおり、厚生労働省として具体的にこうしてくださいというのは決めていないので、各々の保険者協議会で対応していただきたい。

- 健康保険組合として体制を整えるにあたり、指導監査等の関連もあることから、厚生労働省内で連携を図りながら保険者の実務のルール作りを行ってほしい。
- 現在、区市町村の国民健康保険で糖尿病性腎症重症化予防の保健指導の取組みを展開しているが、専門職の人材育成が課題となっているため、効果的な育成方法等について検討してほしい。
- 地域の人材資源を活用していけるような仕組みづくりも検討してほしい。

(3) 効果検証について

- 平成 30 年度から始まったモデル実施については、平成 29 年度に特定健康診査を実施して階層化された人も対象に含める等の配慮をしてほしかった。
- モデル実施の効果についてよく検証してほしい。また、3 年後に中間見直しがあるが、期間にこだわらず常に見直してほしい。

2 特定保健指導の判断基準について

- 今までの特定保健指導の判断基準はメタボ中心であったが、BMI に代わる新たな指標を研究するべきではないか。

3 医療機関による特定健康診査未受診者への受診勧奨について

- 特定健康診査の未受診者に対する受診勧奨については、国民健康保険中央会 理事長から日本医師会 会長に対し、かかりつけ医による受診勧奨の協力を依頼する旨の文書を発出しており、厚生労働省からも同様の旨の通知を関係団体に対して発出してほしい。
- 医療機関による特定健康診査未受診者への受診勧奨については、PR 等を行っているが特定健康診査の受診率が上がらず苦心している。事業者健診データの取得が進めば、特定保健指導の実施率向上に結び付けられることから、国からの働きかけをしっかりと行ってほしい。

4 財政措置等について

○特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用に関し、補助金単価と実際の単価が乖離していることについては、東京都に対しても毎年度要望が挙がっており、国としても検討してほしい。

5 広報について

○高確法において特定健康診査の実施に関しては、保険者に義務付けられているが、受診に関しては被保険者等に義務付けられていないことから、義務として明記してほしい。

○広報に関しては、制度開始から10年が経過しメディアへの露出が減っていることから、改めて大規模なプロモーションを行っていただきたい。

《厚生労働省 回答》

例えばたばこに関し、従前からある問題にもかかわらず、昨今になって一般層が関心を持つようになってきていることを鑑みるに、報道の影響力はあると考えられる。

6 特定健康診査データの保険者間での移動について

○特定健康診査データの保険者間での移動に関するデータの管理に関し、オンラインの資格確認は国で一元的に管理を行うことになっているが、保険者は各々の創意工夫に基づいて保険者機能を発揮するという観点を踏まえると、本来は各保険者でデータを管理するべきではないか。

○東京都保険者協議会には都民以外の被保険者等を抱えている保険者が多く存在するため、保険者間のデータを共有し都民のデータを把握して分析していくことが必須であると考えられる。

○データの共有に関しては負担等の課題もあることから、保険者に負担がかからないような形で進めてほしい。

その他

○加算減算における特定健康診査・特定保健指導実施率が占める割合は非常に大きいですが、特定保健指導の実施率が低く苦心している。

○被扶養配偶者の特定健康診査の受診率を上げるのに苦心している。

○健康保険組合の加算減算については、保険者の規模が均一ではない中で一律的に設けられているので、保険者機能が発揮しにくくなっている。

○被扶養配偶者は住まいの区市町村と密接に関わっているが、被扶養配偶者が区市町村で特定健康診査を受診した際の費用負担や事務について、区市町村に非常に負担がかかっている。このことから、被用者保険側で効果的な事業について見直していくことが求められている。

○制度開始から10年が経過したが、現在も特定保健指導実施率が低いため、仕組みを含めた制度そのものについて、計画期間の中間年である3年後に見直してほしい。

- 加算減算という制度がインセンティブとして機能しているのかという点について疑義がある。効果検証については、計画期間の中間年である３年後に見直してほしい。
- 制度開始から１０年が経過していることから、特定健康診査・特定保健指導制度が後期高齢者の医療費の抑制に繋がっているのかについて検証してほしい。
- 特定保健指導の判断基準に関し、特に年齢については、６５歳以降のフレイルの問題もあり、メタボの解消よりもフレイルの予防が求められることがある。このことから、特定健康診査の年齢を一律で設けることは必ずしも有効ではないと思われる。

【厚生労働省 要望を受けての見解】

本年度の要望は、特定健康診査・特定保健指導制度を開始してから一定期間が経過したことに伴い、仕組み等に対する効果検証を丁寧に行ってほしいという要望であると見受けられる。

なお、NDB に関しては、蓄積されたデータを使用し、特定健康診査の長期的な効果を見ることについての要望が挙げられている。

また、現在 NDB と介護を繋げ、特定健康診査の効果について介護の側面からも検証を行うことについての土壌が出来つつあることから、NDB や他のデータベースを使用しながら特定健康診査の効果検証の使い道について、厚生労働省として活用事例を示していきたい。

さらに、本質的な問題として、被扶養者の協力が得られるような体制作りやアクセス面の改善、やり方の柔軟化などが求められていることが分かった。加えて、技術面においても妥当な制度作りが求められていることが分かった。

一般論ではあるが、質とアクセスの両立については難しい部分がある。特定健康診査についてはかかりつけ医の受診の際に行うなどの方法は十分可能であると思われるが、特定保健指導まで求めるとすると、本質的な生活習慣の改善へ取り組めるのか等、特定保健指導のクオリティを保てない部分もあるのではないかとと思われる。

厚生労働省と東京都保険者協議会は地理的にも意見交換する環境に恵まれているので、引き続き指導願いたい。

○第2回（平成30年12月13日（木））

※東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会との合同開催

【報告事項】

- (1) 平成 30 年度 各種会議開催状況について
- (2) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた要望書」の提出について
- (3) 日本健康会議の 2018 年における保険者協議会の達成要件（宣言 3）の報告について
- (4) 東京都糖尿病医療連携協議会委員の推薦について
- (5) 平成 30 年度 東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」参加者の推薦について

【協議事項】

- (1) 東京都保険者協議会の事務局共同運営について（案）
- (2) 平成 31 年度以降の専門部会について（案）
- (3) 看護協会・栄養士会・企業団体・学識経験者との連携について（案）
- (4) 東京都保険者協議会における共同の取組について（案）

【議決事項】

第1号議案 平成31年度 東京都保険者協議会事業計画骨子（案）について

第2号議案 平成31年度 東京都保険者協議会予算（案）について

【その他】

東京都受動喫煙防止条例の普及啓発等について



おじいちゃん！ 健康ファースト！

レストランが健康になるまでホント？ 詳しくは WEB で…

東京都健康増進・食品安全対策協会



東京都健康増進・食品安全対策協会からのお知らせ

03-5720-0600

(月～金) 午前9時～午後5時(日 午後5時～午後7時)
※ 休日は03-5720-0607まで、別途お問い合わせください。

東京都受動喫煙防止条例のポイント

「人」に着目した対策 ～「子どもや働く人」を受動喫煙から守る～

- 飲食店内禁煙： 屋外も含め喫煙所設置不可
→ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校
- 飲食店外禁煙： 屋外に喫煙所設置が原則
→ 病院、児童福祉施設等、行政機関、大学等
- 屋外喫煙所設置
→ 多くの遊び場利用する施設
(例) ホテル・旅館施設、手洗所、飲食店等長いのいる飲食店

※ 喫煙者のいない飲食店及び、
事業者が禁煙方針を定めた施設もあります。

- 喫煙所設置施設 (喫煙者など) への立ち入り禁止
- 児童、生徒は入館の禁煙教育 (喫煙、喫煙者の健康被害に気づける教育)
- 喫煙所経路の遮断

03-5720-0600

日・夜間、お電話による受付

03-5720-0607

日・夜間、内線・直通電話受付等
の受付のご案内

2020.4.1～

全面移行

[illegible]

《主な協議内容》

- ・平成30年度から都道府県が国民健康保険の保険者となり保険者・行政主体としての取り組みを的確に実施していくため、保険者協議会の事務局運営に参画することについて協議した。
 - ・上記に加え平成31年度以降の各部会、ワーキンググループの構成や取り組み内容を見直し、整理を行った。
 - ・医療保険者以外の関係者等の協議会への参画について協議を行った。
 - ・東京都等が実施する禁煙週間などの健康関連事業の取り組みや啓発資材等を活用・展開することで保険者の保健事業を支援することができないか協議した。
 - ・本協議会として、共同の取り組みの具体化に向け再度協議を行った。
- ① 促進月間を活用した広報活動の実施（禁煙週間・健康増進普及月間・乳がん月間・糖尿病予防月間・後発医薬品使用促進月間等）
 - ② 都が実施するイベント等（ピンクリボン、大腸がんウォーク等）
 - ③ 保険者間の情報共有（ホームページのリンクの充実・保険者向け機関紙への記事掲載等）

○第3回（平成31年2月18日（月））

※東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会との合同開催

【報告事項】

- (1) 平成30年度 各種会議開催状況について
- (2) 平成30年度 東京都保険者協議会 負担金の返還予定額について

【協議事項】

- (1) 平成31年度 東京都保険者協議会における共同の取組について
- (2) 保険者協議会の会議録等の公開について

【議決事項】

- 第1号議案 平成31年度 東京都保険者協議会事業計画について
- 第2号議案 平成31年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算について
- 第3号議案 東京都保険者協議会設置運営規程の一部改正について
- 第4号議案 東京都保険者協議会医療計画等検討部会設置運営要綱の一部改正について
- 第5号議案 東京都保険者協議会専門部会設置運営要綱の一部改正について
- 第6号議案 東京都保険者協議会特定保健指導等のプログラム研修会ワーキンググループ設置運営要綱の廃止について
- 第7号議案 平成31年度 東京都保険者協議会ホームページの運用・保守委託業者について

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」について

[illegible]

・保険者協議会の活動内容を広く展開するため、資料や会議録等を本協議会ホームページに掲載することとした。

東京都保険者協議会における共同の広報活動について

各保険者が取り組む被保険者の疾病予防や健康づくりに向けた広報をより効果的なものとするため、東京都保険者協議会では、共同で集中した広報活動を一斉に展開できるよう以下の促進月間を設定しました。

促進月間においては、関連する資料・データ、啓発資材（ポスター等）を東京都保険者協議会のホームページにまとめて掲載し、各保険者が広報に活用しやすいよう支援していきます。

各保険者におかれましては、これらを活用して各自のホームページ等で被保険者への啓発を行うなど、被保険者の健康づくり、疾病予防等の取組を一層推進していただくようお願いします。

1 促進月間

促進月間名	時期
禁煙週間	5月31日～6月6日
健康増進普及月間	9月
乳がん月間	10月
糖尿病予防月間	11月
後発医薬品使用促進月間	2月

※この他、東京都のイベントを後援予定（秋頃）

2 東京都保険者協議会のホームページ

<https://www.tokyo-hokensyakyougikai.jp/>

※促進月間中に保険者が活用可能なポスター等を掲載します。

※ホームページには、その他、健康お役立ち情報等も掲載しております。

ぜひご活用ください。

（問合せ先）

東京都保険者協議会事務局

電話 03-6238-0151

②東京都保険者協議会データ分析部会について

○第1回（平成30年6月25日（月））

【議題】

- 1) 部会長及び副部会長の選出について
- 2) 東京都保険者協議会データ分析部会の概要について
- 3) 平成29年度 東京都保険者協議会データ分析部会事業報告
- 4) 平成30年度 東京都保険者協議会データ分析部会の取り組みについて
- 5) 平成30年度 今後のスケジュールについて
- 6) その他

《主な協議内容》

平成30年度から第2期データヘルス計画が始まり、各保険者が効果的に計画を推進できるよう支援していくため、課題としている事項や検討を要するものについて協議した。

- ① 具体的な取り組み事例については、今年度、データ分析に基づいた保健事業について事例集を作成し、保険者への横展開を図っていく。
- ② データ分析の手法、評価方法の標準化や、国から提供されるデータについては、今後も継続的に検討することとし、国や都からデータ提供を受けた場合は、必要に応じて意見交換を行っていく。

○第2回（平成30年10月3日（水））

【議題】

- 1) 日本健康会議の2018年における保険者協議会の達成要件（宣言3）の達成状況の報告について
- 2) データ分析に関する事例集の作成について
- 3) 健康スコアリングレポートについて
- 4) その他

《主な協議内容》

各医療保険者が事業の実施上の課題の把握等について健康課題とその背景の把握を行い、被保険者の健康づくりや疾病予防の事業を展開した好事例を収集し医療保険者へ横展開できないか協議した。

平成29年度に実施した「データ分析に関する調査」から重症化予防や禁煙対策等の取組内容などを選定し、被用者保険・国民健康保険合わせて約20保険者に掲載を依頼することとした。

また、取り纏めた事例集をもとに保険者向けの研修会を企画することとした。

○第3回（平成31年2月6日（水））

【議題】

- 1) 平成30年度 データを活用した保健事業の取組事例集（案）及び研修会の開催
- 2) 平成31年度 東京都保険者協議会 協議内容（報告）
- 3) 平成31年度 実施計画（案）について
- 4) その他

《主な協議内容》

「データを活用した保健事業の取組事例集（案）」の進捗状況を報告し、意見交換を行った。
研修会「データを活用した保健事業の取組事例発表会」を平成31年3月6日に開催し、作成した事例集の中から4保険者に事例発表を行うこととした。

ー研修会の内容ー

講義 「保健事業の実施に係る PDCA 及びデータヘルス・ポータルサイト等について」

東京大学政策ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット

特任教授 古井 祐司 氏

事例発表 ・ 総合警備保障健康保険組合 ・ ノバルティス健康保険組合
・ ジブラルタ健康保険組合 ・ 東京土建国民健康保険組合

平成31年度専門部会の活動の充実として、本協議会にて議決を得た内容を報告し、今後の取組みについて実施計画（案）をもとに協議した。

③東京都保険者協議会保健活動部会について

○第1回（平成30年6月20日（水））

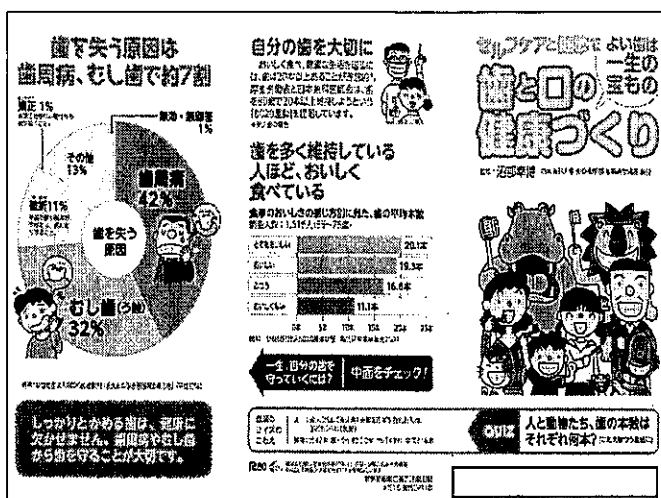
【議題】

- 1) 部会長及び副部会長の選出について
- 2) 東京都保険者協議会保健活動部会の概要について
- 3) 平成29年度 東京都保険者協議会保健活動部会事業報告
- 4) 平成30年度 東京都保険者協議会保健活動部会の取り組みについて
- 5) 平成30年度 今後のスケジュールについて
- 6) その他

《主な協議内容》

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会主催の「健康フェスティバル2018」で配布するリーフレットの作成について協議した。

保健事業に関するデジタルポスターを本協議会ホームページの掲載について検討した。



歯周病、むし歯から歯を守る3か条

- 正しい歯みがき**
歯垢をしっかりと落とすことが大切です。歯垢がたまり、歯周病やむし歯の原因になります。
- よい生活習慣**
歯周病やむし歯の原因となる歯垢は、歯垢の付着しやすい場所や、歯垢がたまりやすい場所などに付着します。歯垢の付着を防ぐためには、歯垢の付着しやすい場所や、歯垢がたまりやすい場所を避けることが大切です。
- 歯科による定期的な検診**
歯垢の付着を防ぐためには、歯垢の付着しやすい場所や、歯垢がたまりやすい場所を避けることが大切です。歯垢の付着を防ぐためには、歯垢の付着しやすい場所や、歯垢がたまりやすい場所を避けることが大切です。

このほか、歯垢の付着を防ぐためには、歯垢の付着しやすい場所や、歯垢がたまりやすい場所を避けることが大切です。

ちょっと実行、ずっと健康。

- 健康診断を受けよう!**
定期的に健康診断を受けて、自分の健康状態を確認しよう。
- 食生活を改善しよう!**
食生活を改善して、自分の健康状態を確認しよう。
- 体を動かそう!**
体を動かして、自分の健康状態を確認しよう。
- リフレッシュしよう!**
リフレッシュして、自分の健康状態を確認しよう。

できることから始めましょう。

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会主催
「健康フェスティバル 2018」配布部数：6500 枚

○第2回（平成30年10月25日（木））

【議題】

- 1) 平成30年度 東京都保険者協議会協賛事業等 報告
- 2) 日本健康会議の2018年における保険者協議会の達成要件（宣言3）の達成状況の報告について
- 3) 東京都保険者協議会保健活動部会の取り組みについて
- 4) 平成30年度 今後のスケジュールについて
- 5) その他

《主な協議内容》

保険者協議会の共同の取り組みの具体化に向け、促進月間の設定や本協議会ホームページを活用した広報等について協議を実施した。

また、今後、イベントにおけるリーフレット等の配布先をより広く展開するため、東京都の大腸がんウォーク等の健康関連イベントを活用することとした。

○第3回（平成31年1月23日（水））

【議題】

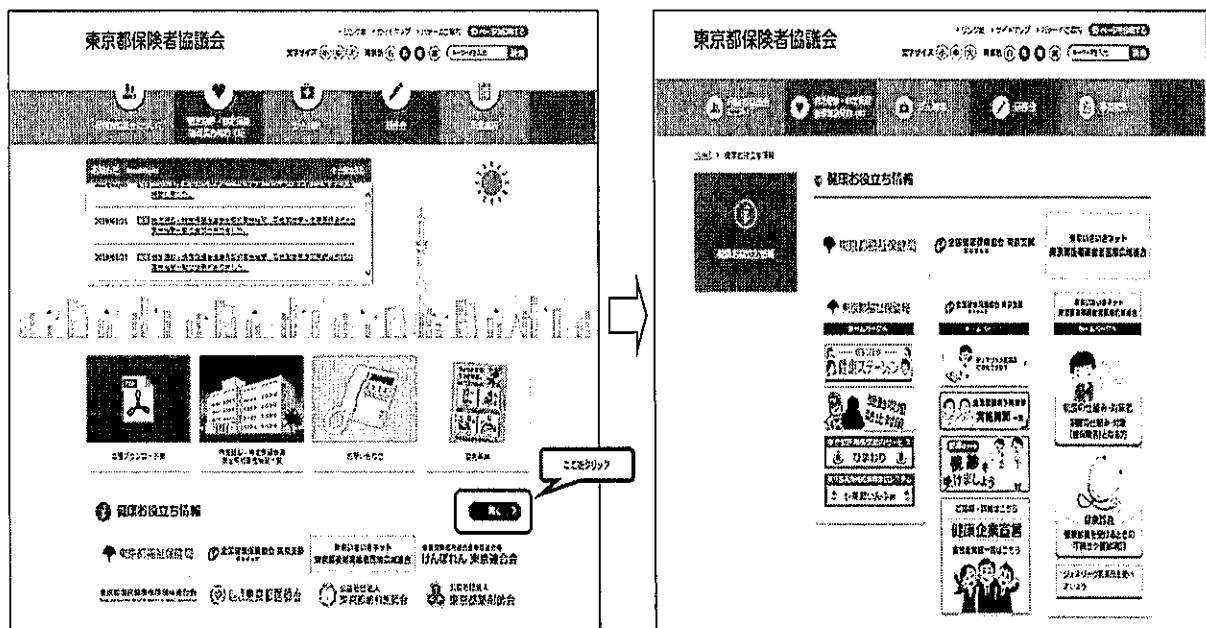
- 1) 平成30年度 保健活動部会の取組について（報告）
- 2) 平成31年度 東京都保険者協議会 協議内容（報告）
- 3) 平成31年度 実施計画（案）について
- 4) その他

《主な協議内容》

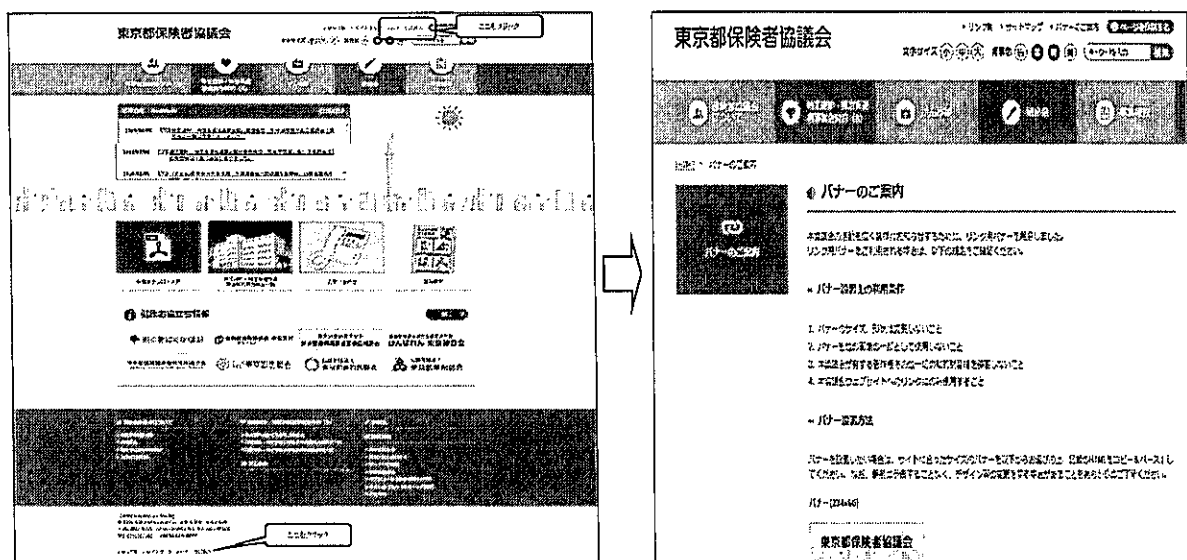
ホームページのリンクの充実として、「健康お役立ち情報」及びバナーのご案内を掲載することを報告した。

また、本部会の取組や実施内容にプログラム研修会のテーマ及び講師選定等を行うことについて協議した。

【健康お役立ち情報】ホームページ掲載



【バナーのご案内】ホームページ掲載



④東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会について

特定健診等を実施するための条件整備や集合契約が円滑に行われるよう検討・協議し関係機関や代表保険者と調整を行う。

●集合契約(国保ベース)について

1) 平成30年度 集合契約について

【平成30年度代表保険者】 東京都職員共済組合

・特定健診・・・61地区医師会と契約

※島しょ地区については、以下の4医療機関と契約締結をしている。

①医療法人社団藤清会 大島医療センター（大島町）

②医療法人社団同友会 春日クリニック第二（新島村）

③公益財団法人 東京都予防医学協会（神津島村）

④医療法人社団 こころとからだの元氣プラザ

（利島村・三宅村・八丈町・小笠原村・青ヶ島村）

《御蔵島村については集合契約不参加（住民健診等として実施）》

・特定保健指導・・・7地区医師会及び2特定保健指導実施機関と契約

【地区医師会】

中央区医師会、江東区医師会、世田谷区医師会、玉川医師会、
杉並区医師会、板橋区医師会、葛飾区医師会

【特定保健指導実施機関】

株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア

SOMPOリスケアマネジメント株式会社

・契約締結状況・・・特定健診については、5月～6月をピークに平成30年7月11日をもって61地区医師会と契約締結

特定保健指導については、平成30年6月29日をもって契約締結

2) 平成31年度 集合契約について

【平成31年度代表保険者】 全国健康保険協会 東京支部

・区市町村国保ベースの特定健診等集合契約に向けた動き

平成30年度 地区医師会健診・保健指導担当理事連絡会《東京都医師会主催》にて、提案書とスケジュールを提示した。（平成31年1月31日）

●東京都保険者協議会ホームページについて

契約先：一般財団法人関西情報センター

契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日

選定方法：随意契約

《業務実績報告》

ホームページにおける主な更新情報等	
4月	保険者協議会事業計画及び会議等 年度の更新・移動
5月	研修会の開催案内掲載《初級編》
7月	研修会の開催案内掲載《専門職編》 「ケンコウデスカマン啓発ポスター」掲載
8月	研修会の開催案内掲載《中・上級編》 保険者協議会会議等事業報告掲載 研修会講義内容掲載
9月	保険者協議会会議等事業報告掲載
10月	研修会講義内容掲載
11月	「健康お役立ち情報」デザイン作成 「バナーのご案内」イメージ作成
12月	「健康お役立ち情報」デザイン作成修正 関連リンク集更新
1月	「健康お役立ち情報」掲載

※集合契約については、代表保険者からの契約締結、追加及び変更等の手続きにより随時更新を行った。

【平成31年度】

運用・保守業務委託については、作業工程において不備なく、現在運用・保守においても滞りなく履行していること、また、東京都入札資格において指名停止処分を受けておらず(平成31年2月4日時点)、情報セキュリティに関する第三者認証を取得の上セキュリティ対策が充分に取られていること及び本協議会ホームページを含め国・都道府県・医療保険者等のホームページ制作の実績があることを確認していることから、財務規程第36条第1項第2号に基づき、随意契約することとし、平成30年度に引き続き、『一般財団法人関西情報センター』と契約を締結することとした。

○東久留米市わくわく健康プラザの借用に必要な依頼書の送付について

東京土建国民健康保険組合が集団健康診査（特定健康診査含む）を実施するにあたり、標記施設を優先的に確保出来るよう、東久留米市長宛の依頼書を交付した。

なお、本措置については東京都保険者協議会会員である健康保険組合等が、特定健康診査等を実施するにあたり、受診しやすい環境を整えることを目的とし、平成 25 年 2 月 22 日（金）開催の 平成 24 年度 第 3 回東京都保険者協議会、特定健診・特定保健指導特別部会合同開催において協議済である。

平成 31 年 2 月 8 日

東京都保険者協議会 様

東京土建国民健康保険組合
理事長 佐藤 豊



東久留米市わくわく健康プラザの借用に必要な依頼書交付について（依頼）

標記の件につき、東京土建国民健康保険組合の集団健康診査（特定健康診査含む）実施にあたり、東久留米市わくわく健康プラザ貸出施設の優先的な確保に必要なため、東久留米市への依頼書の交付をお願いいたします。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 組合名 | 東京土建国民健康保険組合 |
| 2 代表者名 | 理事長 佐藤 豊 |
| 3 施設利用日時 | 平成 31 年 5 月 26 日（日） 8 時 30 分～15 時
※レントゲン車 2 台使用 |
| 4 利用施設 | 体育室 |
| 5 予定受診者数 | 300 人（東久留米市民 250 人東久留米市外の住民 50 人） |
| 6 担当者 | 東京土建一般労働組合清瀬久留米支部 書記 村井 瑛道 |
| 7 電話番号 | 042-473-8751 |
| 8 備考 | 東久留米市わくわく健康プラザに日時については相談済みです。 |

以上



東保協発第 59 号

平成 31 年 3 月 1 日

東久留米市長

並木 克巳 様

東京都保険者協議会

会 長 加 島 保 路



東久留米市わくわく健康プラザの借用について（依頼）

平素、本協議会の事業運営に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年度から医療保険者に義務付けられた 40 歳以上の方に対して実施する特定健康診査につきましては、受診者の利便性を向上させることなどにより受診率を上げることが求められています。

つきましては、東京都保険者協議会会員である東京土建国民健康保険組合の集団健康診査（特定健康診査含む）実施にあたり、標記施設の借用をご依頼申し上げます。

また、東久留米市在住、在勤の組合員に、受診しやすい環境を整えさせていただきたく、施設の優先的な利用につきまして御配慮をお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 集団健康診査の実施主体 | 東京土建国民健康保険組合 |
| 2 集団健康診査の詳細 | 別紙のとおり |

【東京都保険者協議会事務局】

東京都国民健康保険団体連合会

企画事業部 保健事業課 保健事業推進係

担 当： 北 野 ・ 田 中

T E L： 03-6238-0378

F A X： 03-6238-0033

E-mail： hjsuishin@tokyo-kokuhoren.or.jp

⑤東京都保険者協議会特定保健指導等のプログラム研修会ワーキンググループについて

●会議の開催について

○第1回（平成30年6月20日（水））

【議題】

- 1) グループ長及び副グループ長の選出について
- 2) 東京都保険者協議会特定保健指導等のプログラム研修会ワーキンググループの概要について
- 3) 平成29年度 東京都保険者協議会特定保健指導等のプログラム研修会ワーキンググループ事業報告
- 4) 平成30年度 特定保健指導等プログラム研修会の開催内容等について
- 5) 平成31年度 特定保健指導等プログラム研修会の概要について
- 6) 平成30年度 今後のスケジュールについて
- 7) その他

《主な協議内容》

平成31年度特定保健指導等プログラム研修会の種類・開催回数等について協議を行った。
平成30年度と同様に研修会については【初級編】【専門職編】【中・上級編】を各2日ずつ開催することとした。

○第2回（平成31年1月17日（木））

【議題】

- 1) 平成31年度 保険者協議会 協議内容（報告）
- 2) 平成30年度 特定保健指導等プログラム研修会の開催状況について（報告）
- 3) 平成31年度 特定保健指導等プログラム研修会について（協議）
- 4) その他

《主な協議内容》

平成31年度に開催を予定する特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門職編】【中・上級編】のテーマ及び講師の選定を行った。

各研修会のテーマとテーマに合わせた講師の候補者が決定したため、事務局にて講師との日程調整等を実施することとした。

なお、本ワーキンググループは平成30年度末で終了し、保健活動部会に引き継ぐこととした。

●研修会の開催について

○平成 30 年度 特定保健指導等プログラム研修会【初級編】開催

		第 1 回	第 2 回
開 催 日		平成 30 年 6 月 13 日（水）	平成 30 年 6 月 27 日（水）
参 加 人 数		138 名	128 名
場 所		東京都医師会館 2 階講堂	
研 修 Ⅰ	第 3 期 特定健診・特定保健 指導の概要	厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 データヘルス・医療費適正化 対策推進室 保健事業推進専門官 片 山 聡 子 氏	東京大学政策ビジョン 研究センター データヘルス研究ユニット 柿 沼 美 智 留 氏
研 修 Ⅱ	歯科から考える 生活習慣病対策	神奈川歯科大学 大学院歯学研究科 口腔科学講座 社会歯科学分野 教授／博士（歯学） 山 本 龍 生 氏	
研 修 Ⅲ	喫煙・禁煙に関する 基礎的事項について	公益社団法人 地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター センター長 中 村 正 和 氏	

《研修会の目的》

新たに配属された担当者が、特定健康診査・特定保健指導等を円滑に進めるために必要な基礎的な知識を習得するため、特定健診・特定保健指導の概要、歯科及び喫煙・禁煙に関する基礎的な事項を学ぶことを目的とした初任者へ向けた研修会。

○平成 30 年度 特定保健指導等プログラム研修会【専門職編】開催

		第 1 回	第 2 回
開 催 日		平成 30 年 8 月 7 日 (火)	平成 30 年 9 月 25 日 (火)
参 加 人 数		61 名	70 名
場 所		東京都医師会館 2 階講堂	
研 修	「あなたが運動しない 理由と対策」	順天堂大学 国際教養学部 グローバルヘルスサービス領域 教授／医学博士 田 村 好 史 氏	

《研修会の目的》

保健事業の課題として糖尿病と運動に対する効果的な特定保健指導の方法等に関する知識や技術をより深く習得するため、特定保健指導に携わる医療従事者の方を対象に資質向上を図ることを目的とした研修会

○平成 30 年度 特定保健指導等プログラム研修会【中・上級職編】開催

		第 1 回	第 2 回
開 催 日		平成 30 年 10 月 5 日 (金)	平成 30 年 10 月 11 日 (木)
参 加 人 数		83 名	69 名
場 所		東京都医師会館 2 階講堂	
研 修	「健康行動を促すチラシや文書の作り方」	東京大学大学院 医学系研究科 医療コミュニケーション学分野 助 教 奥 原 剛 氏	

《研修会の目的》

健康無関心層の行動変容を促し、やる気を高める伝え方等を学ぶため、特定健診等業務に 3 年以上従事している担当者の資質向上を図ることを目的とした研修会。

⑥東京都保険者協議会医療計画等検討部会について

●会議の開催について

○第1回(平成30年7月20日(金))

東京都保険者協議会医療計画等検討部会部会長及び副部会長の選出について

【報告事項】

- (1) 第三期東京都医療費適正化計画の策定について
- (2) 第三期東京都医療費適正化計画(計画原案)に対する高確法第9条に基づく意見について(回答)に対する東京都の回答について
- (3) 第7次東京都保健医療計画の策定について
- (4) 東京都保健医療計画(第六次改定)案に対する医療法第30条の4第14項の規定に基づく意見について(回答)に対する東京都の回答について
- (5) 平成29年度 東京都地域医療構想調整部会について
- (6) 平成30年度 東京都地域医療構想調整会議について
- (7) その他

○第2回(平成30年12月13日(木))

【報告事項】

- (1) 平成30年度 東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」参加者の推薦について
- (2) 平成30年度 東京都地域医療構想調整会議「在宅療養ワーキング」の開催について
- (3) 平成30年度 第2回東京都地域医療構想調整会議の開催について

【協議事項】

「都民医療費の現状と今後の取組(第二期東京都医療費適正化計画)」の実績評価について

《主な協議内容》

都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立等を推進するため、東京都が策定した「第二次東京都医療費適正化計画」において、平成25年度から平成29年度までの5年間の実績評価を厚生労働省へ提出するため、本部会において実績評価について東京都から説明を受け、協議を行った。

○第3回(平成31年1月30日(水))

議決すべき事項に関し、前年度と議決内容に概ね変更等がないため、各委員に議案書を送付し、書面により承認を得た。

【議決事項】

- 第1号議案 平成31年度 東京都保険者協議会医療計画等検討部会実施計画について
第2号議案 学識経験者による助言者の選任について

第 2 号議案

平成 30 年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出決算について

(提案の趣旨)

東京都保険者協議会の平成 30 年度の決算について報告いたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和元年 7 月 18 日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

空白のページです。

平成 30 年度
東京都保険者協議会関係業務会計
歳入歳出決算

空白のページです。

歳 入 額 34,605,825円

歳 出 額 26,370,825円

歳入歳出差引残額 8,235,000円

(令和元年度への繰越額)

平成30年度 東京都保険者協議会関係業務会計

歳 入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	負担金	15,728,000	7,879,627	7,879,627	0	0	△ 7,848,373
	1 負担金	15,728,000	7,879,627	7,879,627	0	0	△ 7,848,373
2	国庫支出金	15,727,000	19,765,000	19,765,000	0	0	4,038,000
	1 国庫補助金	15,727,000	19,765,000	19,765,000	0	0	4,038,000
3	諸収入	2,000	198	198	0	0	△ 1,802
	1 諸収入	2,000	198	198	0	0	△ 1,802
4	繰越金	6,962,000	6,961,000	6,961,000	0	0	△ 1,000
	1 繰越金	6,962,000	6,961,000	6,961,000	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		38,419,000	34,605,825	34,605,825	0	0	△ 3,813,175

歳入歳出決算書

歳 出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1	総務費	6,011,000	4,463,256	1,547,744	1,547,744
	1 総務管理費	6,011,000	4,463,256	1,547,744	1,547,744
2	事業費	11,496,000	4,607,393	6,888,607	6,888,607
	1 事業費	11,496,000	4,607,393	6,888,607	6,888,607
3	諸支出金	20,812,000	17,300,176	3,511,824	3,511,824
	1 諸支出金	13,850,000	10,339,176	3,510,824	3,510,824
	2 償還金及び還付金	6,962,000	6,961,000	1,000	1,000
4	予備費	100,000	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		38,419,000	26,370,825	12,048,175	12,048,175

平成30年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入

歳 入

款	項	目	節	予算現額				調定額
				当初予算額	補正予算額	計	節（金額）	
1	負担金			15,728,000	0	15,728,000		7,879,627
	1	負担金		15,728,000	0	15,728,000		7,879,627
		1	負担金	15,728,000	0	15,728,000		7,879,627
			1 現年分				15,727,000	7,879,627
			2 未収繰越分				1,000	0
2	国庫支出金			15,727,000	0	15,727,000		19,765,000
	1	国庫補助金		15,727,000	0	15,727,000		19,765,000
		1	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	15,727,000	0	15,727,000		19,765,000
			1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金				15,727,000	19,765,000
3	諸収入			2,000	0	2,000		198
	1	諸収入		2,000	0	2,000		198
		1	預金利子	1,000	0	1,000		198
			1 預金利子				1,000	198
		2	雑入	1,000	0	1,000		0
			1 雑入				1,000	0
4	繰越金			1,000	6,961,000	6,962,000		6,961,000
	1	繰越金		1,000	6,961,000	6,962,000		6,961,000
		1	繰越金	1,000	6,961,000	6,962,000		6,961,000
			1 繰越金				6,962,000	6,961,000
歳入合計				31,458,000	6,961,000	38,419,000		34,605,825

歳出決算事項別明細書

(単位：円)

収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	備考
7,879,627	0	0	
7,879,627	0	0	
7,879,627	0	0	
7,879,627	0	0	5 団体負担金
0	0	0	
19,765,000	0	0	
19,765,000	0	0	
19,765,000	0	0	
19,765,000	0	0	平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金確定額
198	0	0	
198	0	0	
198	0	0	
198	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
6,961,000	0	0	
6,961,000	0	0	
6,961,000	0	0	
6,961,000	0	0	平成29年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金
34,605,825	0	0	

歳 出

款	項	目	節	予算現額				
				当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節（金額）
1	総務費			6,011,000	0	0	6,011,000	
	1	総務管理費		6,011,000	0	0	6,011,000	
		1	一般管理費	6,011,000	0	0	6,011,000	
			9 旅費					523,000
			11 需用費					100,000
			12 役務費					1,000
			13 委託料					5,385,000
			19 負担金、補助及び交付金					1,000
			27 公課費					1,000
2	事業費			11,496,000	0	0	11,496,000	
	1	事業費		11,496,000	0	0	11,496,000	
		1	育成指導費	3,905,000	0	0	3,905,000	
			8 報償費					546,000
			9 旅費					130,000
			11 需用費					58,000
			12 役務費					181,000
			13 委託料					386,000
			14 使用料及び賃借料					2,595,000
			19 負担金、補助及び交付金					9,000
		2	協議会費	4,584,000	0	0	4,584,000	
			1 報酬					1,000
			8 報償費					312,000
			9 旅費					12,000
			11 需用費					869,000
			12 役務費					1,415,000
			13 委託料					189,000

(単位：円)

支出済額	不用額	備考
4,463,256	1,547,744	
4,463,256	1,547,744	
4,463,256	1,547,744	
99,397	423,603	
55,526	44,474	
620	380	
4,307,713	1,077,287	人材派遣及びホームページ運用・保守料
0	1,000	
0	1,000	
4,607,393	6,888,607	
4,607,393	6,888,607	
1,863,553	2,041,447	特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【専門職編】【中・上級編】
484,000	62,000	
59,180	70,820	
20,331	37,669	
115,538	65,462	
248,722	137,278	
929,782	1,665,218	
6,000	3,000	
1,265,482	3,318,518	保険者協議会（3回）、各部会（計13回）
0	1,000	
13,000	299,000	
350	11,650	
493,699	375,301	
709,792	705,208	
48,641	140,359	

[illegible]

(単位：円)

支出済額	不用額	備考
0	1,785,000	
0	1,000	
1,478,358	1,528,642	「事例集作成」及び「データを活用した保健事業の取組事例発表会」
223,250	750	
1,420	580	
12,674	1,326	
63,020	6,980	
1,050,184	1,516,816	
127,810	2,190	
17,300,176	3,511,824	
10,339,176	3,510,824	
10,339,176	3,510,824	
10,339,176	3,510,824	事務局（国保連合会）人件費
6,961,000	1,000	
6,961,000	1,000	
6,961,000	1,000	平成29年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金
0	100,000	
0	100,000	
0	100,000	
26,370,825	12,048,175	

空白のページです。

第 3 号議案

令和元年度 東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正について

(提案の趣旨)

平成 30 年度に交付された国庫補助金の精算に伴い、精算額を国に返還するため、
予算を補正することといたしたい。

別紙のとおり定めたい。

令和元年 7 月 18 日提出

東京都保険者協議会
会長 加 島 保 路

空白のページです。

令和元年度
東京都保険者協議会関係業務会計
歳入歳出予算補正

令和元年度東京都保険者協議会

歳入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	8,235	8,236
	1 繰越金	1	8,235	8,236
歳入合計		32,028	8,235	40,263

関係業務会計歳入歳出予算補正

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		1	8,235	8,236
	2 償還金及び還付金	1	8,235	8,236
歳 出 合 計		32,028	8,235	40,263

令和元年度東京都保険者協議会関係業務会計歳入歳出予算補正事項別明細書

歳 入

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	節(金額)	事項別計上説明
4	繰		越 金	1	8,235	8,236		
	1	繰	越 金	1	8,235	8,236		
		1	繰 越 金	1	8,235	8,236		
			1 繰 越 金				8,235	
歳 入 合 計				32,028	8,235	40,263		

歳 出

(単位:千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	節(金額)	事項別計上説明
3	諸	支	出 金	1	8,235	8,236		平成30年度国庫補助 返還金
	2	償 還 金 及 び 還 付 金		1	8,235	8,236		
		1 償 還 金 及 び 還 付 金		1	8,235	8,236		
		23 償還金、利子 及び割引料					8,235	
歳 出 合 計				32,028	8,235	40,263		